

市第 122 号議案

横浜市介護保険条例の一部改正

横浜市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年 2 月16日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市介護保険条例の一部を改正する条例

横浜市介護保険条例（平成12年 3 月横浜市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第 1 号中「28,750円」を「29,760円」に改め、同条第 2 号中「43,120円」を「44,640円」に改め、同条第 3 号中「46,720円」を「48,360円」に改め、同条第 4 号中「64,690円」を「66,960円」に改め、同条第 5 号中「71,880円」を「74,400円」に改め、同条第 6 号中「79,060円」を「79,600円」に改め、同号ア中「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第 226 号）第29 2 条第 1 項第13号）」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（令第38条第 1 項第 1 号ハ）」に、「1,600,000 円」を「1,200,000 円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同条第12号中「186,880 円」を「223,200 円」に改め、同号を同条第15号とし、同条第11号中「163,880 円」を「169,630 円」に改め、同号ア中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第14号イ」を加え、同号を同条第12号とし、同号の次に次の 2 号を

加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 193,440 円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が10,000,000円以上15,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 208,320 円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が15,000,000円以上20,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第4条第10号中「140,880円」を「145,820円」に改め、同号ア中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号中「121,470円」を「125,730円」に改め、同号ア中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「111,41

0円」を「115,320円」に改め、同号ア中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に改め、同号イ中「第10号イ又は第11号イ」を「第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「91,280円」を「94,480円」に改め、同号ア中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に改め、同号イ中「、第9号イ」を削り、「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 次のいずれかに該当する者 81,840円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が1,200,000円以上1,600,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

第6条第1項の表を次のように改める。

	6月期の納付額	7月期から3月期までの納付額
第4条第1号に該当する者	3,030円	2,970円
第4条第2号に該当する者	4,500円	4,460円
第4条第3号に該当する者	4,890円	4,830円
第4条第4号に該当する者	6,750円	6,690円

第4条第5号に該当する者	7,440円	7,440円
第4条第6号に該当する者	7,960円	7,960円
第4条第7号に該当する者	8,220円	8,180円
第4条第8号に該当する者	9,520円	9,440円
第4条第9号に該当する者	11,550円	11,530円
第4条第10号に該当する者	12,600円	12,570円
第4条第11号に該当する者	14,600円	14,580円
第4条第12号に該当する者	16,990円	16,960円
第4条第13号に該当する者	19,380円	19,340円
第4条第14号に該当する者	20,850円	20,830円
第4条第15号に該当する者	22,320円	22,320円

第7条第3項中「若しくは第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ」に改める。

第11条及び第12条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

第13条第1項中「第1号被保険者」を「被保険者」に改め、「地方税法」の次に「（昭和25年法律第226号）」を加え、同条第2項中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

第19条第1項中「者」の次に「（法第72条の2第1項本文、第78条の2の2第1項本文、第115条の2の2第1項本文又は第115条の12の2第1項本文に規定する者を除く。）」を加える。

第23条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

別表中「介護予防通所介護（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第5条の規

定による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいう。)、」を削り、

「

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第107条の2第4項において準用する法第107条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請	指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料	1件につき 25,000円
--	----------------------	---------------

」

を

「

法第115条の45の5第1項の規定に基づく指定事業者の指定の申請	指定第1号事業者指定申請手数料	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6第1号イに規定する基準（旧介護予防通所介護に係る部分に限る。）に該当する第1号事業に係る指定 1件につき 15,000円
		その他の第1号事業に係る指定（以下「その他第1号事業指定」という。） 1件につき（1の事業所に関し同時に数件の申請が行われる場合にあっては、当該数件につき） 10,000円
法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の	指定第1号事業者指定更新申請手数料	1件につき（1の事業所に関し同時に数件の

<p>45の5第1項の規定に基づく 指定事業者の指定の更新の申 請</p>		<p>その他第1号事業指定 の更新の申請が行われ る場合にあっては、当 該数件につき) 10,000円</p>
<p>健康保険法等の一部を改正す る法律（平成18年法律第83号 ）附則第130条の2第1項の 規定によりなおその効力を有 するものとされた同法第26条 の規定による改正前の法第10 7条の2第4項において準用 する法第107条第1項の規定 に基づく指定介護療養型医療 施設の指定の更新の申請</p>	<p>指定介護療養型医療施 設指定更新申請手数料</p>	<p>1件につき 25,000円</p>

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率及び各納期ごとの保険料の納付額については、なお従前の例による。

提 案 理 由

平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率を定めるとともに、指定第1号事業者指定申請手数料等を徴収する等のため、横浜市介護保険条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市介護保険条例（抜粋）

$$\left(\frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現行}} \right)$$

（保険料率）

第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- | | | |
|-----|------------------|---|
| (1) | 令第39条第1項第1号に掲げる者 | $\frac{29,760 \text{ 円}}{28,750 \text{ 円}}$ |
| (2) | 令第39条第1項第2号に掲げる者 | $\frac{44,640 \text{ 円}}{43,120 \text{ 円}}$ |
| (3) | 令第39条第1項第3号に掲げる者 | $\frac{48,360 \text{ 円}}{46,720 \text{ 円}}$ |
| (4) | 令第39条第1項第4号に掲げる者 | $\frac{66,960 \text{ 円}}{64,690 \text{ 円}}$ |
| (5) | 令第39条第1項第5号に掲げる者 | $\frac{74,400 \text{ 円}}{71,880 \text{ 円}}$ |
| (6) | 次のいずれかに該当する者 | $\frac{79,600 \text{ 円}}{79,060 \text{ 円}}$ |

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号ハ）に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が $\frac{1,200,000 \text{ 円}}{1,600,000 \text{ 円}}$ 未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関

する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。以下「支援給付」という。）を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（生活保護法第2条に規定する保護又は支援給付をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は又は第11号イ第14号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 81,840 円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が1,200,000 円以上 1,600,000 円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 94,480 円
(7) 91,280 円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が合計所得金額1,600,000 円以上 2,500,000 円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこ

の号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

$\frac{(9)}{(8)}$ 次のいずれかに該当する者 $\frac{115,320 \text{ 円}}{111,410 \text{ 円}}$

ア $\frac{\text{当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額}}{\text{合計所得金額}}$ が
2,500,000円以上3,500,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

$\frac{(10)}{(9)}$ 次のいずれかに該当する者 $\frac{125,730 \text{ 円}}{121,470 \text{ 円}}$

ア $\frac{\text{当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額}}{\text{合計所得金額}}$ が
3,500,000円以上5,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

$\frac{(11)}{(10)}$ 次のいずれかに該当する者 $\frac{145,820 \text{ 円}}{140,880 \text{ 円}}$

ア $\frac{\text{当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額}}{\text{合計所得金額}}$ が
5,000,000円以上7,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれ

れにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）
又は次号イ

(12) 次のいずれかに該当する者 169,630 円
(11) 163,880 円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が合計所得金額
7,000,000 円以上 10,000,000 円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 193,440 円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が
10,000,000 円以上 15,000,000 円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 208,320 円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が
15,000,000 円以上 20,000,000 円未満であり、かつ、前各号のいずれ

れにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

$\frac{(15)}{(12)}$ 前各号のいずれにも該当しない者 $\frac{223,200 \text{ 円}}{186,880 \text{ 円}}$

（普通徴収に係る各納期の保険料納付額）

第6条 各納期ごとの保険料の納付額は、それぞれ次の表に掲げる額とする。

	6月期の納付額	7月期から3月期までの納付額
第4条第1号に該当する者	3,030円	2,970円
第4条第2号に該当する者	4,500円	4,460円
第4条第3号に該当する者	4,890円	4,830円
第4条第4号に該当する者	6,750円	6,690円
第4条第5号に該当する者	7,440円	7,440円
第4条第6号に該当する者	7,960円	7,960円
第4条第7号に該当する者	8,220円	8,180円
第4条第8号に該当する者	9,520円	9,440円
第4条第9号に該当する者	11,550円	11,530円
第4条第10号に該当する者	12,600円	12,570円
第4条第11号に該当する者	14,600円	14,580円
第4条第12号に該当する者	16,990円	16,960円
第4条第13号に該当する者	19,380円	19,340円

第4条第14号に該当する者	20,850円	20,830円
第4条第15号に該当する者	22,320円	22,320円

	6月期の納付額	7月期から3月期までの納付額
第4条第1号に該当する者	2,920円	2,870円
第4条第2号に該当する者	4,330円	4,310円
第4条第3号に該当する者	4,690円	4,670円
第4条第4号に該当する者	6,550円	6,460円
第4条第5号に該当する者	7,260円	7,180円
第4条第6号に該当する者	7,960円	7,900円
第4条第7号に該当する者	9,200円	9,120円
第4条第8号に該当する者	11,150円	11,140円
第4条第9号に該当する者	12,210円	12,140円
第4条第10号に該当する者	14,160円	14,080円
第4条第11号に該当する者	16,460円	16,380円
第4条第12号に該当する者	18,760円	18,680円

(第2項省略)

(賦課期日後において第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合)

第7条 (第1項及び第2項省略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(i)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは

第5号ロ又は第4条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イの規定（以下「被保護者等該当規定」という。）に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から月割により算定した該当するに至った被保護者等該当規定による保険料の額の合算額とする。ただし、当該該当するに至った被保護者等該当規定による保険料の額が当該該当するに至った日において課されていた保険料の額以上となる場合にあっては、この限りでない。

（第4項及び第5項省略）

（被保険者等に関する調査）

第11条 市長は、被保険者の資格、保険給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者、被保険者
第1号被保険者の配偶者若しくは被保険者
第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

（資料の提供等）

第12条 市長は、保険給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者、被保険者
第1号被保険者の配偶者若しくは被保険者
第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産若しくは収入の状況又は被保険者に対する老齢等年金給付の支給状況につき、官公署若しくは年金保険者に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる

。

(保険料に関する申告)

第13条 市長は、前2条に規定する調査等を行ってもなお保険料の賦課額を算定できない場合その他必要があると認める場合は、被第1号被保険者 保険者 に対し、当該者の所得状況及び当該者の属する世帯における地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)が課されている者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書の提出を求めることができる。

2 前項の規定により申告書の提出を求められた被第1号被保険者 保険者 は、規則で定める日までに、これを市長に提出しなければならない。

(手数料)

第19条 別表の左欄に掲げる申請をしようとする者(法第72条の2第1項本文、第78条の2の2第1項本文、第115条の2の2第1項本文又は第115条の12の2第1項本文に規定する者を除く。)

は、当該申請の際、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料を納付しなければならない。この場合において、当該手数料の金額は、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

(第2項及び第3項省略)

第23条 被保険者、被第1号被保険者 保険者 の配偶者若しくは 被第1号被保険者 保険者 の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、

又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料を科する。

別表（第19条第1項）

手数料の徴収に係る申請	手数料の名称	手数料の額
(省 略)		
法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請	指定介護予防サービス事業者指定申請手数料	介護予防通所介護（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第58条の規定による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいう。）、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定 1件につき 15,000円
(省 略)		
<u>法第115条の45の5第1項の規定に基づく指定事業者の指定の申請</u>	<u>指定第1号事業者指定申請手数料</u>	<u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6第1号イに規定する基準（旧介護予防通所介護に係る部分に限る。）に該当する第1号事業に係る指定</u> 1件につき 15,000円

		<p><u>その他の第1号事業に係る指定（以下「その他第1号事業指定」という。）</u></p> <p><u>1件につき（1の事業所に関し同時に数件の申請が行われる場合にあっては、当該数件につき）</u> <u>10,000円</u></p>
<p><u>法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項の規定に基づく指定事業者の指定の更新の申請</u></p>	<p><u>指定第1号事業者指定更新申請手数料</u></p>	<p><u>1件につき（1の事業所に関し同時に数件のその他第1号事業指定の更新の申請が行われる場合にあっては、当該数件につき）</u></p> <p style="text-align: right;"><u>10,000円</u></p>
<p>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第107条の2第4項において準用する法第107条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請</p>	<p>指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料</p>	<p>1件につき 25,000円</p>